

神戸市教育委員会事務局ランゲージ支援員（会計年度任用職員）

任用希望者登録制度 募集案内

神戸市教育委員会では、母語を解する支援員（パートタイム会計年度任用職員）を学校園へ派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する生活適応や学習支援に取り組んでいます。

つきましては、学校園で勤務していただける支援員（ランゲージ支援員）の登録を募集しています。会計年度任用職員は、教職員の補助として会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

注意事項

☆ご登録いただいても、児童生徒数や必要な言語、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。

☆紹介する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合があります。

☆会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワーク等により別の方法により募集することがあります。

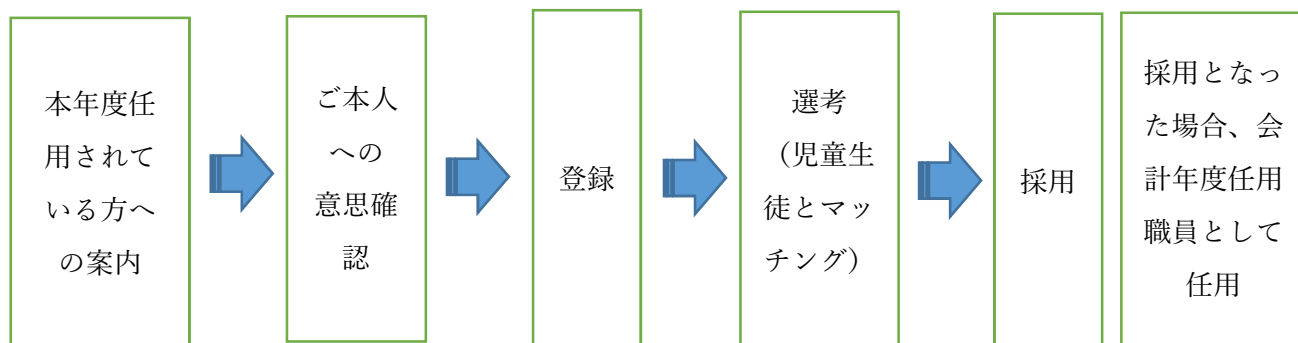
☆次のいずれかに該当する場合は登録することができません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

☆日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

1.（前年度）実績のある方々の登録から任用までの流れ



2. 勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
業務内容	ランゲージ支援員（母語による通訳・翻訳等）
報酬額	時給 1,835 円
諸手当	通勤手当（実費支給、上限あり）
勤務時間	1日1～4時間、週1～3日程度 派遣先等によって勤務日数、勤務時間が異なります。ご確認ください。
休暇	年次有給休暇及び夏季休暇 1年間の勤務日数に応じて付与される場合があります。 1年間の所定勤務日数が47日以下の場合は付与されません。
勤務場所	市内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
任用期間	1年以内 （任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間）
試用期間	1ヶ月（再度の任用の場合も同様）。但し、1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで任期の範囲内で自動的に延長されます。
要件等	外国語を母語とするか、またはこれに準ずる高度な語学力を有する者で日本語でのコミュニケーションが円滑に行える者
福利厚生	労働者災害補償保険法による災害補償
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）を原則として行うことができます。但し、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間との合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

3. 登録方法等

- ・「ランゲージ支援員」応募フォームに必要事項を記入の上、Web登録してください。
- ・任用前に登録内容に変更がある場合や、登録を取り消す場合は、こども日本語サポートセンター（Tel078 - 371 - 8300）までご連絡ください。
- ・登録データは、厳正に取扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。